

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Woman's Services in the Continuity of the Household grave: A Case Study from a Parish in South east Carinthia

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2010-02-16
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 森, 明子
	メールアドレス:
URL	所属:
	https://doi.org/10.15021/00004265

オーストリア農村における「家の墓」 と女性のサービス

森 明 子*

Woman's Services in the Continuity of the Household-grave:
A Case Study from a Parish in South-east Carinthia

Akiko MORI

Austrian households maintain their graves across generations. This paper tries to describe and analyze the continuity and transformation of Austrian household-graves, emphasizing the social relationship of household members involved. It will be shown that woman's services are indispensable in the maintenance of the continuity of the "household-grave" (*der Grab des Hauses*). My fieldwork was carried out in south-east Carinthia in Austria (identified as N parish) in 1986-7 and 1988-9 for 15 months.

Austrian households may own more than one grave. However, household members give a special recognition to one of their graves as their "household-grave", to which they have a particular sense of belonging. The distinction between heirs and non-heirs used to be crucial in this context. In Austrian households, heirs were allowed traditional marriages and inherited household-graves from their parents. The non-heirs were excluded from marriages and could not form their own households. They were buried in the graves of their natal household over which they did not have any control.

This distinction between heirs and non-heirs has blurred since the 1960's, as a result of increased opportunities of wage labor outside of N parish. The non-heirs began to found their own households and household-graves through their incomes from wage labor. This process is reflected in the social relations underlying the scenery of the

* 国立民族学博物館第3研究部

Key Words : Austria, grave, household, woman, service, modernization
キーワード：オーストリア，墓，生活共同集団，女性，サービス，近代化

churchyard. First, the number of household-graves among graves in the churchyard increased rapidly since the 1960's. Second, the social relations inscribed on epitaphs have transformed. Most names carved on gravestones used to be the name of the heir only, or the heir and his/her spouse. However, the epitaphs constructed after the 1960's carry the names of an increased number of people, who are related through parent-child relationship.

However, women's roles in maintaining graves remain crucial despite these changes. It is a woman's daily practice that distinguish graves of her household from those of other households. Graves can remain within a household only when a housewife takes care of them regularly. It is within her decision-making whether she keeps a certain grave within her household or gives it away to other households, if the grave is not the household-grave. She keeps daily services to her graves, because she has looked after dying household members to their last moment, and has given them a funeral. At the same time, she remains the core of a diffusing solidarity of her family, since she provides occasional hospitality to her own children who have already married out, particularly on All Saints' Day and All Souls' Day.

Thus, it is possible to say women's roles underlie the continuity of the household-grave across generations. While the distinction between heirs and non-heirs in the continuity of household-graves has blurred through the introduction of wage labor, women's role as a key figure in maintaining household-graves remains intact.

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 5. 「家の墓」と生活共同集団の展開過程 |
| 2. 生活共同集団の構成とその変化 | 6. 墓碑銘の変化 |
| 3. 墓と生活共同集団 | 7. 「家の墓」と女性のサービス |
| 4. 万聖節, 万霊節に参る墓 | 8. 展望 |

1. は じ め に

オーストリア農村では「墓は家に帰属する」といわれている。「家の墓」der Grab des Hauses は家の相続者によって世代間に受け継がれてきた。死者は「家の墓」を媒介として生者に記憶されるのであり, 生者は「家の墓」を媒介として死者との結びつきを求めているといえることができる。

しかし、「家」Haus や「家の墓」は、オーストリア農村において明確な枠組みをもった制度であるとはいえない。「家」という語は、農村で二重の意味をもっている。それは単に住居としての家屋を意味する場合もあるが、農民が農業の家族経営を行うシステムの全体をさす場合もある。どちらの意味で用いられているかは、通常、文脈によって判断される。では「墓は家に帰属する」という場合はどちらの意味か。このように問うとき、私たちは村における「家」概念の複雑さを見出すことになる。墓が帰属する「家」とは単なる家屋の概念を超えているが、かといってそれが農業経営体としての「家」を意味しているわけでもない。農業経営体としての「家」を保有しない労働者も「家の墓」を保有しているのである。

このように明確な枠組みをもたない「家」に対応して、さらに「家の墓」という概念をつくりあげ、「家」とともに「家の墓」を相続していくのはどのようなシステムによっているのだろうか。本稿は、このシステムを解明することを課題とする。さまざまな局面に柔軟に対応して「家の墓」が維持されている過程を記述し、この過程を分析することによって、女性の操作的なはたらきかけ（サービス）が「家の墓」の維持に不可欠であることを示していく。

「家の墓」を守ろうとする人々のいとなみは、「家」そのものを見ているときには視野にはいってこない「家」という複合的な現象のさまざまな側面を表出している。「家の墓」が維持される過程を記述しようとするのは、このようにいとなみをとおして明らかになる「家」の多様な側面に注目しているためである。ただし、ここで確認しておきたいのは、観念へと先走りすることをできるだけ避けて、人々の行為からそれを描き出そうとする記述の方向である。行為をいかに記述し、いかに分析の枠組みにとりあげていくかということは、フィールドワークを行う者の課題であるといつてよい。本稿でとりあげる女性のサービスは、家をめぐる人々の行為について関心を抱きながらフィールドワークを行っている途上で注目したものである。フィールドワークは1986年から1989年にかけてのべ約15ヶ月間行¹⁾った。本稿では、フィールドワークにもとづいた記述・分析に主眼をおき、これを先行研究の中に位置づける作業は、機会をあらためて行う予定である。

1) 調査は2回に分けて行った。第1回は1986年12月から1987年10月までで、第2回は1988年9月から1989年2月までである。2回とも同じ農家に寄宿して日常生活の記録・観察につとめた。

2. 生活共同集団の構成とその変化

調査地はオーストリア共和国 (Republik Österreich) ケルンテン州 (Kärnten) N 教区である。この教区 (Pfarrgemeinde) は、ドラウ河 (Drau) の南側に発達した谷の一部を占め、標高は 400 m から 1000 m、河岸の平坦部から南にいくに従って高くなり、傾斜も急になる。河岸の平坦地を谷 (Tal)、標高の高い傾斜地を山地 (Berg) と呼び、両者は教区内の生活においてつねに対置されている。勾配の急な山地は平坦な谷の農地よりも農業条件が劣り、山地農民 (山地を強調して、とくに Bergbauer と呼ばれる) の生活は、谷の人々の生活にくらべて質素である。標高 440 m ほどの谷の一角に、教区教会、役場、学校、ガストハウス (居酒屋、宿屋を兼ね、種々の催しや宴の会場となる)、店屋 (村に一軒だけある) が集まっていて、教区の中心部を形成している。1960年代以降村外で働く労働者が土地を買って自分の家屋を建てる例が多くなり、それとともに近代的な生活様式が次第に村にはいつてくるようになった。それでも N 教区の大部分の面積は、山地農民と谷農民の所有する農地や森林で占められていて、オーストリアでも伝統的な生活習慣が比較的色彩濃く残されている地域である。

墓に関する具体的な叙述にはいる前に、N 教区の生活共同集団について留意すべき点をまとめておこう。ここでは別稿に述べたことの概要を記す²⁾。

日常的な生活を共同にする家族的な集団 (家族世帯) を、事象のレベルからとらえて「生活共同集団」と呼ぶことにする³⁾。本稿では、農業の経営体である「家」を保有する「農民」の生活共同集団と、「家」を保有しない「労働者」の生活共同集団を対比しながら叙述していく⁴⁾。

2) 前稿 [森 1989] を参照。

3) 「家族」は、特定の親族構成を指すカテゴリー概念と定義される。親族以外の者も成員として含むオーストリアの「家」は、この意味で「家族」ということはできない。また「世帯」という語についても、研究者によってとらえ方が異なり曖昧である。オーストリア農村で日常生活を共同にする家族的な集団は、注 4 に述べるように 3 つのカテゴリーに区分され、個々のカテゴリーにおいて、その集団の構成原理は別である。そこで、事象のレベルから生活を共同にする集団をとらえ、「生活共同集団」という語を採用するのである。これについては前稿 [森 1989] で論じた。

4) オーストリア、ケルンテン州の農村では、生活共同集団は「農民」Bauer、「労働者」Arbeiter、「コイシュラー」Keuschler の 3 つのカテゴリーに区分される。本稿では、「農民」と「労働者」の対比を論じていくが、ここに「コイシュラー」について付記しておきたい。

「家」を保有する「農民」と保有しない「労働者」の間に位置づけられ、農業経営体としては不完全な「家」を保有するカテゴリーが「コイシュラー」である。「『農民』とは外に働きに出ないで自家の農業経営によって生活できる者である」と定義される。多少の農地をも

「農民」Bauer や「労働者」Arbeiter は、個人に対する語としても生活共同集団のカテゴリーを示す語としても用いられている。「農民」という語は農業経営体としての「家」を保有する個人をさす語であるが、場合によっては同じ語が彼（彼女）の生活共同集団を構成する複数の者を集合的に示す。「農民」は農業の家族経営を行うので、このような用法が村の社会生活において便利なのである。この用法にならって「労働者」という語も「労働者」の構成する生活共同集団を集合的に示す場合がある。「農民」と「労働者」が対比される文脈においてそのような用法が見られる。

「農民」と「労働者」を区別するメルクマールは農業経営体としての「家」の保有である。この場合、「家」は農業経営を行うシステムの全体をさしている。経営体としての「家」のシステムを損なわないために、「家」の相続は一子によって不分割に行われる。そこに「家」の相続者としての「農民」と、非相続者としての「労働者」の区別があらわれてくるのである。

非相続者は、伝統的な社会・経済システムのもとでは自己の生活共同集団を形成する基盤をもっていなかったから、奉公人として他家に住み込むか、あるいは小作人などの農業労働者として生活していた。奉公人や小作人がN教区から姿を消すのは1960年代になってからである。奉公人の中には未婚のまま自己の生活共同集団を形成することなく死を迎える者も多く、このような状況のもとで庶子の出生率は非常に高かった。

ところが、1960年ころから安定した賃金労働の機会が増加したことにより、「労働者」が自己の家を建てるようになってきた。こうして「労働者」という語が「農民」と対置される生活共同集団のカテゴリーをさすようになったのである。新しく形成さ

／ っている、この定義に適合しない「家」の保有者が「コイシュラー」である。コイシュラーは、小さくて不十分な「家」の保有者である、というニュアンスがある。したがって、コイシュラーというカテゴリーには、1 ha 程度の小さな土地区画をもつ者から 8 ha 程度の農地や森林をもつ者まで、さまざまな程度の土地保有者が含まれる。労働者世帯とほとんど変わらない生活共同集団も、また農民とあまり変わらない生活共同集団も、コイシュラーとしてひとつのカテゴリーにまとめられることになる。そのため、生活共同集団としてのコイシュラーの特徴をひとことで表現するのはほとんど不可能である。

コイシュラーは、自家の経営で不足する収入を求めて労働に出る。その意味で、労働者と共通部分がある。ただし、「労働者」の語は、伝統的な社会経済システムのもとで自己の住むべき家をもたず、他家に住み込みながら労働力を供給する者を指していたので、「コイシュラー」は不完全ながらも住むべき「家」を保有する点で「労働者」と区別されたのである。しかし近年、本文に述べるように労働者も自己の家を建てるようになってきた。現在、「労働者」という語は自家を有する者も有さない者も含めて、工場や建設現場などで専門的な知識を必要としない労働につく者を指している。労働者が家をもっている場合、それはほとんど近年になって新しく建てられた家であるのに対し、「コイシュラー」は、少なくとも19世紀までさかのぼることのできる「家」を保有する者で、その「家」はわずかであっても農地をそなえている。

れる生活共同集団は、夫婦と未婚の子どもから成る核家族世帯を構成する。労働者の生活共同集団の出現によって、村の生活共同集団の数は急速に増大しつつある。かつては数多くのキョウダイの中からただ一人が相続者となって生活共同集団を形成していたために、村の生活共同集団の数は「家」の数とほぼ一致し、長い間変わることがなかった。しかし1986年の調査時で、農業経営を行わない生活共同集団の数はすでに村の過半数を占めている。

このような状況において起こってきた重要な変化は、村において「家」の社会的な位置づけが相対的に低下してきたことである。現在社会生活を営んでいくうえで、ある程度以上の現金収入は必要不可欠である。農民といえども農業の家族的な経営だけに頼るわけにはいかず、部分的な賃金労働はせざるをえない。すなわち、農業の家族経営のシステムとしての「家」そのものが自立的な機能を果たさなくなってきたのである。農民の生活共同集団は自立的な経営集団としての特徴を失い、その一方で、かつて農民の生活共同集団に依存して奉公人として劣位におかれてきた人々が、自らの家屋を所有し、独立した生活共同集団を形成している。集団の構成からみれば、奉公人ないし傍系の非相続者を生活共同集団の成員として含まなくなった「家」は、労働者の生活共同集団と変わるところはない。いまや農民と労働者の生活共同集団の区別は、数十ヘクタールの農地や森林の保有に見られる程度で、社会生活においては農民の「家」と労働者の家との均質化が起きているのである。

3. 墓と生活共同集団

この章では、生活共同集団と墓との関係について述べてゆく。それに先だって、N教区で見られる墓地と墓の構成について、説明しておきたい。

3-1. 墓地と墓の構成

墓地は、教区教会の敷地に連続していて、墓は教会の建物をめぐって配置されてい

-
- 5) 現在のN教区には、ふたつの墓地がある。それは、かつてL教区の一部であった地区を、N教区が含んでいるためである。かつてのL教区の大部分は、第一次世界大戦後建国したユーゴスラビア、スロヴェニア共和国に属していて、L教区の教区教会や墓地も、スロヴェニア共和国領に含まれている。かつてのL教区の一部だけが1920年以降もひきつづきオーストリアに帰属し、この地区だけで独立した教区を構成することはできないため、N教区に加えられたのである。この人々は、もともと同地区にあったN教区の分教会でミサを行い、墓地も同地区に新しく建設した。こうした歴史について詳細は別稿で記述する。もともとN教区であった地区とかつてL教区であった地区との境界は空間的に定められていて、その領域ごとに現在も教会と墓地の基本的な帰属が認められている。本稿の記述は、ほんらいのN教区の墓地に関するものに限定する。

る(図1参照)⁵⁾。ただし、現在人々が世話をしている墓は教会の南側に集中し、教会の北側に配されているいくつかの古い墓を世話する者はない。墓地の周囲には塀がめぐらされていて、東側と西側に扉がある。教会の入口と相対する南側中央に、墓地の中心を示す大きな十字架が据えられている。

墓の大きさは、通常1メートル×2メートルほどである。土が小高く盛られて、そこにしばしば草花が植えられている。墓と墓の間は、人が一人やっと通れるくらいまで近接している。

墓は教会を中心にして放射状にひろがる方向を向いていて、墓に参る者は教会を背にして塀に向かうことになる。それぞれの墓には、参る者に向かって十字架あるいは墓石がたてられている。その手前に数種の草花が植えられていて、折りにふれて太い円柱形のろうそくが1本～2本立てられる。赤いろうそくが多い。守る者のない墓に

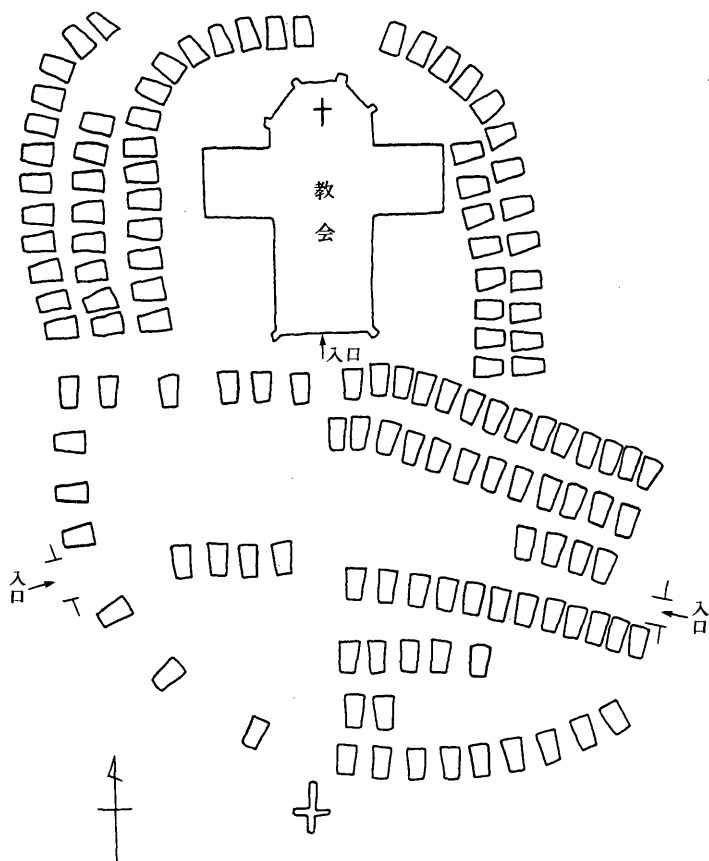


図1 N教区墓地の墓配置

は十字架はなく、土だけが小高く盛られている。

古くは素朴な木製の十字架が一般的であったが、近年、木製の十字架は墓石にかえられつつある。鉄製の十字架が好まれた一時期があったということで、そのころたてた鉄製の十字架もいくつか見られる。鉄を鋳造して十字架を形どったもので、十字の下に楕円形の白い盤をつけて、故人の名前と生没年を記してある。木製の十字架をたてた多くの墓には碑銘がなく、そこに誰が埋葬されているのかを示す手がかりはない。それでも村の人は、ある墓がどの家の墓であるか、おおよそ記憶している。墓地を見渡すと、このように碑銘を全く有さない墓が約半数ある。しかし、近年木製十字架にかわって増加しつつある墓石にはいずれも碑銘が刻まれている。古い墓に碑銘がほとんど見られないといっても、墓碑そのものがまれであったわけではない。墓地の塀にいくつかの古い墓碑が埋め込まれているのを今日も見出すことができる。故人の名前と生没年を石に彫り込んだもので、近くにある墓に対応している。ひとつの墓にふたつの墓碑が対応している例もある。N教区の墓地で最も古い墓碑銘は、このように塀に埋め込まれた石製のもので、1873年と1881年没の2人の故人の名前と生没年を連記したものである。

近年、十字架のかわりにおく墓石には十字架を意匠として刻み、それに家の名⁶⁾と故人の名前、生没年を、埋葬のたびに連記していく。最近になって墓石をたてたときに、それ以前に物故した者の名前や生没年をあとから刻ませた例も多い。

N教区の墓地のように、教会の敷地内に墓地が設置されているのは古い形態である⁷⁾。教区の教会は村の中心であるから墓地も村の中心に位置することになる。ただし、オーストリアのすべての墓地が村の中心に位置しているわけではない。多くの都市では、教区教会と墓地を備えた教会とが別々になっている。そのような都市でなくとも、墓地は近年教会の敷地から分離して設置される傾向にあり、むしろ分離している場合の方が多い。それは、墓地面積の需要が教会に付属した既存の墓地面積を越えてしまったためである。墓の必要数の増加、および2人を同時に埋葬できるように墓を大きくつくる傾向によって、このような事態が起きている。N教区に隣接する町村では、すでに十数年前から新しい墓地が居住区の周辺の畑地に設置されている。

墓地における墓の位置や大きさに富や階層の差が反映される余地はない。そのよう

6) 「家」はそれぞれ個別の通称をもっていて、個人を指称する場合もこの「家の名」Hausname が用いられる。また、土地台帳は「家の名」によっていて、それぞれの土地区画の記事は、土地区画の属する「家の名」のもとに記録されている。「家の名」はそこに住む者の名前が変わっても変わることはない。

7) 「墓地」Friedhof の語は、「囲む」umfrieden に由来する。教会に設置され、塀に囲まれた空間であることを原義とした。

な人々の意識も認められない。大農民の墓の隣に労働者の墓が、同じ大きさ、同様の素朴さで並んでいる。墓の位置に対して特定の意識が認められないことは、自分がどの墓に埋葬されることになるのかそのときになるまで確定できない、という当地の埋葬の事情に関連している。そこで、墓をどのように入手するのか、その経緯について次に述べていきたい。

3-2. 墓を入手する経緯

墓が家に帰属するというのは、どのようなしくみによっているのだろうか。教区司祭は「墓はそれぞれの家に帰属するものであるが、いくつもの墓が集まった全体としての墓地は教会のものである」と説明する。まず、死者が出た場合にどのように墓を入手するのか、その経緯を述べていくことにしよう。

仮に、A という人が死んだとしよう。遺族は教会に一定額を支払って、A を埋葬するための墓を得ることができる。教会は、すでにする者のない古い墓からひとつを選んで与える。数十年前に誰かが埋葬された墓である⁸⁾。そこにAが埋葬されることによって、こんどはAの墓としてAの遺族がこの墓を守ることになる。墓は、埋葬後10年間は掘り起こされることはなく、Aの遺族は埋葬時の支払い（1988年に聞いたところでは300シリング、約3800円）以後10年の間は何も支払う必要はない。10年経過したときに、Aの遺族はこの墓をそれ以後も継続して保有する意思があるかどうか尋ねられる。保有し続けるならばお金を教会に支払い、その意思がなければ墓の管理権は教会にもどされる。教会にもどされた墓は、次に墓を求める者が現れたときのためにプールされる。後に、Bがこの墓に埋葬されることになれば、こんどはBの遺族がこの墓を保有する。「墓は家に帰属するが、墓地は教会のものである」というのは、このシステムのことをいっている。ただし、実際には墓の保有が厳密に10年ごとに計算されているわけではないようだ。10年後も、教会からの問い合わせが来ないまま続けて墓の世話を見ている例がある。

さて、Aの墓をAの子、さらにその子へと世代間に受け継いで保有していくならば、この墓がAの家に帰属するという意識が次第に強くなっていく。このような墓は10年以上たった後にもAの家によって保有される。では、一定期間ののちに放棄してしまうのは、どのような墓だろうか。

「家に帰属する墓」には、いずれ妻や子や孫が埋葬されることが想定されている。

8) このような場合、かつての埋葬者の骨等をどのように処理するのかについても関心があるが、現段階では確認していない。

表1 複数の墓を入手する経緯

	墓 No. 1	墓 No. 2	墓 No. 3
Z	x 年		
A		(x + 5) 年	
B			(x + 8) 年
C	(x + 11) 年		

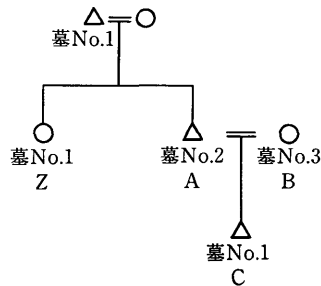


図2 表1で埋葬される者の系譜関係と埋葬される墓

ただし、埋葬後10年間は墓を掘り返さないという規定が、つねにどの墓にも効力をもっている。土葬された肉体が土に帰るまでの期間として設定されている規定である。したがって、Aの死後10年以内の間に彼の妻が死んだ場合、彼女を夫と同じ墓に埋葬することはできない。彼女のためにはAとは別の墓を用意することになる。

たとえば、Aが死ぬ5年前にAの姉Zが死んで、彼女をかつて父が埋葬された墓(No. 1)に埋葬していたとしよう。その5年後に死んだAをこの墓に埋葬することはできない。したがって、遺族はAのために第二の墓(No. 2)を用意しなければならない。さらに、この後Aの妻Bが死んだ場合を想定しよう。Bの死がZの死後11年(Aの死後6年)であれば、BはZと同じ第一の墓に埋葬される。しかし、Zの死後10年以内(Aの死後5年以内)であれば、第一の墓にも第二の墓にも埋葬することができないので、A家の遺族は第三の墓を用意しなければならない。そこで、Aの死後3年してBが死に、さらに3年してAとBの息子Cが死んだ場合を想定すると、Bは第三の墓(墓No. 3)、Cは第一の墓(墓No. 1)に埋葬されることになる(表1、図2参照)。

3-3. 「家の墓」と「枝の墓」

こうして、ある生活共同集団(家族世帯)が複数の墓を同時に持つという事態が起こる。誰がどの墓に埋葬されるかということはいつ死亡するかにかかってくるので、人為的に操作を加えることは不可能である。しかし、複数ある墓の中で特定のひとつの墓だけが家に帰属する墓として位置づけられている。これが「家の墓」der Grab des Hausesで、「家の墓」は世代を超えて家に帰属すると考えられている。一方、10年間墓を開くことができないという制約のために、その間に出た死者を埋葬した墓があり、このような墓は「家の墓」と区別されている。そこで、後者を便宜上「枝の墓」

と呼ぶことにする。

「家の墓」*der Grab des Hauses* は、人々が日常使っている表現を踏襲した。一方、「枝の墓」という表現は筆者の造語である。人々は「枝の墓」のそれぞれを「母の墓」「叔父の墓」のように呼ぶことはあるが、それを総称するような名辞は存在しない。これを「枝の墓」と呼ぶのは、「枝の墓」の「家の墓」に対する関係が、幹に対する枝の關係にたとえられるからである⁹⁾。

「家の墓」は、「枝の墓」に比べてりっぱに装飾される傾向がある。墓碑のある墓は全体の約半数にすぎないが、それはほとんどが「家の墓」である。また、実際は「枝の墓」に埋葬された家族の名前を、「家の墓」の墓石に刻ませることがしばしばある。

「枝の墓」が、どれほどの期間、ある家で保有され続けるかということは、それを維持するものの意思決定による。近い関係にあるうちは世話をしても、世代が交代して関係が遠くなれば、古い墓は守らなくてもよいという考えがあり、「枝の墓」はいずれ教会の管理に返される。

3-4. 日常の墓の世話

さて、墓を守るのは遺族である。次に、人々の日常的な墓とのかかわりについて見ておくことにしよう。

墓そうじは夏季に限られ、多くの場合女性が行う。墓の周辺の雑草を除き、草花を植えて、ときにろうそくを灯す。教会のミサに来る人は必ず墓地を通るから、墓はつねに人の目にふれる。枯れた花や雑草、燃え尽きたろうそくが放置されている墓は、すぐに人の目をひくことになる。手のかかる花をたくさん飾れば墓は美しいが、それだけ頻繁に世話をしなければならない。だから、墓を見ればその家の女性がどのくらい墓の世話をしているか明らかになる。

墓地に人々が訪れる頻度は個人差があって一般化することはできない。それは自家から教会までの距離にも大いに左右される。週日に1回～2回墓地に足を運んでいるある婦人の場合、教会から平坦な道を20分程度歩いた谷部に住んでいる。しかも、この婦人は自家に農地も家畜ももっていないので生活時間にゆとりがある。これに対して、山地に住んでいたり、家畜の世話をしなければならない農民、自ら労働者として働き

9) 農業経営体としての「家」を「幹」stem にたとえられることを、前稿[森 1989: 38]に述べた。前稿では民俗語で「家」と呼ばれている農業経営体をエステイトという概念によって説明した。エステイトは農業生産と消費のシステムを構成する財産のセットである。非相続者を排出し、また折りにふれて手繰り寄せるエステイトのシステムを、枝葉をひろげる「幹」にたとえることができるのである。

に出ている女性は、週日墓地を訪れる余裕はない。彼女たちの多くは、日曜のミサの後に墓も見えていく。また、教会のミサにはほとんど参加しないし、墓の世話も日常はほとんどしないという人もめずらしくない。そういう人も、祭礼の前には墓をそうじし花を飾る。聖体行列 Fronleichnam や枝の主日 Palmsonntag などの行列をする祭礼では、行列に先だって多くの人々が墓地に集合するためである。

4. 万聖節、万霊節に参る墓

墓が最も人々の関心を集めるのは、万聖節と万霊節の前後である。この行事のときに人々がどのように墓とかかわっているのかを見ていこう。ここでとくに注目するのは、実際には多くの家が複数の墓を保有しているのにもかかわらず、行事の中で各人が参る墓はただひとつだということである。参るべき墓の選択がなされているわけである。そこで、各人はどのように参るべき墓を選んでいるのか、具体的な事例をとりあげて考えていきたい。はじめに行事について説明しておこう。

4-1. 万聖節、万霊節

11月1日万聖節 Aller=heiligen はすべての聖人の祝祭日、11月2日万霊節 Aller=seelen はすべての死者の霊が村にたちかえって慰霊を受ける日とされている。ただし、両日の儀礼の手順はほとんど同様のものが繰り返され、多くの人々はいずれか一方の儀礼に参加すればよいと考えている。とくに万聖節はオーストリアの国の祝祭日であるのでこの日の儀礼の参加者は多い。ここでは1988年に行われた儀礼について、まず全体的な進行を記述する。

①準備

万聖節に先だって10月になると、各家の女たちは墓に飾る花を何にするか考え始め、10月下旬には墓のそうじに墓地を訪れる女性の数が目だってふえる。墓の手入れは何度にも分けて行う。花を植えたり小石を敷き詰めるなどして、自家の墓をできるだけ美しく飾るために、それぞれの主婦の工夫が凝らされる。10月下旬には各家でひと部屋がいっぱいになるほどの花が用意される。

②11月1日午前（万聖節、ミサ）

1988年11月1日の万聖節は午前8時30分からミサが行われた。墓地は霜をかぶって白く凍っているように見えるが、人々はすでに早朝から墓地を訪れていて、種々の花で美しく飾った墓にろうそくが灯っている。ミサは教会内で約1時間程度行われた。

出席者は通常の日曜日よりやや多い程度で、ミサそのものにとくにきわだった特徴はなかった。

人々はいったん自家に帰り、祝日の昼食をとってから午後再び教会を訪れる。この日の行事に合わせて久しぶりに村に帰ってくる者もある。遠方に住んでいる家族を迎える家では、母親の料理が供される。

③11月1日午後（万聖節、墓の聖別）

午後の行事は墓の聖別が主たる目的だが、それに先だって1時30分から教会内で短いミサがある。午後のミサの出席者は多く、うしろにも立っている人で教会はいっぱいである。そして、それよりはるかに多くの人々が墓地でミサの終わるのを待つ。毎週日曜のミサにほとんど出ない人や、結婚や仕事で他村に行った人などが、久しぶりに会って墓地のあちこちで挨拶をかわしている光景が見られる。めったに谷に下りてくることのない山地の老人の姿もあった。この日はオーストリアの国じゅうで同様の行事を行っているから、誰もが自分の最も参りたいと思う墓を訪れて儀礼に参加する。そこに、参るべき墓の選択がなされていることを後に見る。

教会内でのミサが終わると、ミサに参加していた人々が一斉に墓地に出てきて自家の墓の前で司祭による墓の聖別を待つ。儀礼の間は一箇所から動かないので、複数の「枝の墓」を世話している者もこのときはひとつの墓の前に立つことになる。

こうして人々がそれぞれの墓の前に待機するうちに、司祭が3人の少年を従えて教会の入口に姿を見せる。司祭はそこで短い祈りを捧げて、墓を巡りはじめる。撒香炉と撒水器を手にして祈りを唱えながら、ひとつひとつの墓を聖別していくのである。墓地の東口に位置する墓から順に南側、西側へと進み、北側の墓も聖別して、教会の周囲を一巡し、墓地の中央にもどってくる（図1参照）。人々は司祭が巡って来る順を静かに待ち、自家の墓が聖別されると頭を垂れて十字をきる。北側の古い墓の前に立つ者は誰もいない。最後に、墓地の南側の中心に立てられた大きな十字架の前で、司祭が全体のための祈りを捧げ、人々がそれに和す。老人の中にはロザリオ（祈禱のための数珠で十字架がついている）を手にかけている人もある。儀礼はほぼ40分ほどかかって終了した。人々は三々五々帰宅する。亡くなった父や母のために自家で「ロザリオの祈り」¹⁰⁾を行う家もあるが、近年ではまれである。

10) ロザリオの珠によって天使祝詞（アヴェ・マリア）15連（150回）を誦える祈り。家族が集まって祈る場合、台所の食卓で行う例が多い。暗記している祝詞をひとりが誦え、祈りの一定の箇所では他の者が唱和する。祈りながら各自が手にしているロザリオの珠をつまぐる。はじめに祝詞を誦えるのはその場で中心的な人物（父親など）で、順に交替していく。



写真1 万聖節に先だって墓を飾る婦人



写真2 1988年11月2日午前 万霊節
司祭による墓の聖別を待つ人々

④11月2日（万霊節）

翌日は午前8時にミサを開始し、続けて墓の聖別が行われた。ミサ、墓の聖別ともに、前日と同様の手順による。墓地には昨日からのろうそくが燃え続けている。この日は祭日ではないので、参加者は前日の半分程度に減っている。女性や年金生活をする年長者の姿が目だった。

4-2. 参るべき墓

さて、万聖節と万霊節における墓の聖別儀礼では複数の墓の前に立つことは許されない。各人はかならずひとつの墓を選ぶ。そこで、どのように参るべき墓が選ばれているのか、その選択の背景にあるものを考えてゆきたい。

ある生活共同集団にとって参るべき墓とは、「家の墓」がある家では「家の墓」であり、あるいは現在は「家の墓」とは呼んでいないが、将来「家の墓」として守っていきたいと考えられている墓である。しかし、婚入あるいは他出した個人を含めて、参るべき墓は「家の墓」である、と一般化することは早計である。婚入した人が「家の墓」に参らない場合もある。参らなくてもよいとされる墓と参るべき墓との区別はなにによるのか、ある生活共同集団に属する者はみな同じ墓に参るのか、参るべき墓と参らなくてもよい墓の世話は同様になされるのか、などについて、それぞれ個別の事例によって検討していこう。

以下では、古くからある農民の生活共同集団と、労働者が最近形成した生活共同集団のそれぞれが万聖節と万霊節をどのように迎えたかについて事例を示し、これにもとづいて、考察してゆくことにする。

事例①

ここでとりあげるのは教区でもおもだった谷農民の家である。前世代の当主はすでに亡く、その未亡人である母親（69歳）、息子夫婦（40歳代）とその2人の子どもがともに暮らしている。万聖節の墓の聖別には、息子の妻を除いた全員が「家の墓」の前に立ち、息子の妻は隣の生家に帰った。午後、村外で生活している4人の子ども（息子のキョウダイ）が訪れて、母親を中心に食事をした。万聖節に先だってこの家の墓を飾ったのは母親で、「家の墓」のほかにも婚出した娘の夫の家の墓（娘夫婦は村外で生活している）や、彼女の家で息をひきとった友人の墓も飾った。

万聖節に母親（未亡人）、息子（当主）、孫（当主の子ども）が選択したのは、未亡人の夫（前代の当主）が埋葬されているこの家の「家の墓」であり、息子の妻は自己

の生家の墓を選択したのである。

墓を誰が守っているかということは、万聖節を迎える墓を誰が飾るかということに示される。この家では母親が墓を守っている。そして万聖節に「墓を守る女性」のもとに他出した子どもたちが集まってくることに注意したい。この集まりの中に息子の妻は含まれない。彼女は彼女の生家の集まりに属しているのである。

この事例では「家」の相続者と隠居、他出した非相続者が「家の墓」を媒介として結びつけられ、生活共同集団とは別の「家族」カテゴリーを一時的に現出している。日常は別々の生活をしている者たちを結びつける核になっているのは、「家の墓」を守り、子供たちに料理を供する母親である。では相続すべき「家」がない場合、キョウダイは万聖節をどのように迎えるのだろうか。

事例②

次に、40歳代半ばの夫婦と2人の子どもから成る核家族世帯をとりあげよう。夫婦はどちらもN教区の出身で、10年ほど前に新しい家を建てた。万聖節の墓の聖別儀礼では、夫(Sとする)はSの両親の墓に参り、妻(Tとする)はTの両親の墓に参った。2人の子どもは墓地に行かなかった。

夫Sは山地の小農民のもとに生まれた6人キョウダイの一人で、両親はSとTの結婚前にすでに亡くなっていた。現在生家は廃屋となり、農地と森林は隣の大農家が所有している。万聖節には、それぞれ結婚しているキョウダイのうちSを含めて3人が両親の墓の前に立った。

妻Tは山地に住む労働者のもとに生まれた。両親はすでに死んでいる。全部で10人いるTのキョウダイのすべてが結婚し、それぞれ家を建てて核家族世帯を形成している。Tはキョウダイの中でもとくに頻繁に両親の墓に参っている。万聖節当日はTのキョウダイのうち4人がそれぞれの配偶者や子どもをともなって両親の墓に参り、儀礼の後にTの家を訪れて、亡くなった両親のためにロザリオの祈りを行った。4人のキョウダイとその家族で計13人がロザリオの祈りをを行い、夫Sのキョウダイは参加しなかった。

事例②では、墓の聖別儀礼に際して夫Sと妻Tが別々の行動をとっている。SとTはともに非相続者であり、近年形成された他の生活共同集団の多くと同様、この夫婦の家では墓を保有していない。このような夫婦が万聖節に参るべき墓としてそれぞれの両親の墓を別々に選択していることは興味深い。

夫と妻がそれぞれ自己のキョウダイとともに両親の墓の前に立つとき、日常生活

共同集団とは別の家族の範疇が現れる。この夫婦の例のように墓を保有していない生活共同集団は、家族周期の若い段階に属している。事例①では、このような未熟な生活共同集団の成員（村外に住む非相続者）が、一時的に母親の生活している「家」にとりこまれて、そこに複数の生活共同集団にまたがるひとつの「家族」が現出することを見たのである。しかし、事例②のTのキョウダイは、継承すべき「家」を保有しない生活共同集団に生まれた。この場合には、複数の生活共同集団がロザリオの祈りを契機として、ひとりの姉妹の家に集まっている。ロザリオの祈りをTの家で行うのは、Tが日常から両親の墓をよく守っていることと関連している。キョウダイの集まりの核となっているTの位置づけは、事例①で「家の墓」を守っている母親の位置づけと類比できる。

事例②で、Tが両親の墓をよく守っているのは、彼女が死者の生前の看護をしたこととも関連がある。2年前に亡くなった母親はTの家で看護された。Tの家が谷部にあって、母親の住んでいた山の家¹¹⁾よりも病人のために都合が良く、Tが看病にあたることができたためである。多くのキョウダイの中で、Tが日常からよく両親の墓の世話をし、万聖節に中心的な役割を果たしているのは、Tが母の死を看取ったことと結びついている¹²⁾。

病人の死を看取って埋葬し、その墓を守る、とくに万聖節に死者のために花を飾り、墓を訪れたキョウダイを迎えるというような一連のサービスは、生活共同集団の核となる女性によってなされる。母親が存命中であれば（父が病人である場合など）、通常それは母親が行うものであり、母親の死に際しては別の女性（息子の妻または娘）がこれを行う。相続者と非相続者が明確に区別される場合、隠居となった老人を看護するのは相続者で、相続者が男性であればその妻が看護する。「家」の相続者は農業経営体としての「家」を相続すると同時に、隠居者の死にいたるまでの生活を保障し、病気の場合は看護することを約束するのであり、このことは相続・隠居契約書に明記される。しかし、農民の「家」のような相続財をもたない労働者のもとでは、相続者と非相続者の区別はほとんど見られない。病人の看護を誰がするのかということも流動的になる。このような状況の中で病人を看護した者は、キョウダイの中で一時的にしる中心的な位置を占めることになる。

ここで注目されるのは、「墓を守る」という実際的な行為がキョウダイ間の関係に

11) 母が住んでいた山地の小さな家屋は彼女の兄が得た。母の死後、兄夫婦は他に住まいを得て、この家は現在空き家になっている。

12) 彼女は10人キョウダイの9番目である。相続や老親の世話等の局面において、長子、末子などを優先する規範は、N教区には見られない。

おいてもつ意味と、将来の墓の保有へと展開する可能性である。事例②のTにとって母親の墓は自己に最も近い墓であり、この墓は自分が守っているという意識がある。最後を看取った母を埋葬し、その墓を日常もしばしば世話し、儀礼の準備にも気を配っているのであるから、このことは当然であろう。そして、このような意識のもとに世話している以上、次にTの家から死者が出た場合、死者はこの母親の墓に埋葬される可能性がある。そうなれば、この墓はTの家の「家の墓」と認識されることになるだろう。

5. 「家の墓」と生活共同集団の展開過程

ある生活共同集団が墓を保有するようになる過程は、その生活共同集団を構成する家族の成熟にともなって、段階的に進行する。このことは古くから「家の墓」を保有している農民の「家」でも、新たに形成された生活共同集団においても同様である。ただし、数世代以上にわたって「家の墓」がつねに保有されている農民の「家」では、この過程は、すでに保有している「家の墓」を相続者が自己の生活共同集団に帰属するものと意識するようになる過程として進行するのであって、その過程が具体的に目に見える形で展開することはない。これに対して、形成されて間もない生活共同集団が「家の墓」を確保していく場合は、その過程を具体的にあとづけることができる。

労働者のもとで「家の墓」が形成されていく過程には、農民のもとでは見えにくい「家の墓」のある側面がより明確な形で示されている。たとえば「家の墓」が他出している子供を結び合わせる媒介になっていること、また「家の墓」が女性のサービスによって維持されていることを前章で見てきた。このことは農民の「家の墓」においても労働者の「家の墓」においても共通しているが、労働者の「家の墓」を見ることによってより明確に把握することができた。その一方で、村の近代化の中から生まれてきた労働者のつくりだす「家の墓」は、農民の「家の墓」とは異なる側面をもつことも予想される。

この章では、農民が「枝の墓」を切り捨てて「家の墓」に絞りこんでいく過程、労働者が生活共同集団の展開過程 *developmental process* にともなって「家の墓」を確保していく過程を明らかにしていこう。ここでとりあげるのは、労働者の娘として生まれ、後に農民となったIという未亡人をめぐる家族史である。

5-1. 家 族 史

事例③

60歳の未亡人Iが身近であると考えている墓は6つある。それぞれの埋葬年を軸にとって表を作成し、関連する家が形成された過程を図示した（表2および図3）。同時に埋葬者の親族関係を系図に示し、没年と墓記号を付した（図4）。また、各墓が帰属する家と墓を守る人を表に示した（表3）。説明の便宜上、個人（A, B, …）、墓（ア, イ, …）、家（R1, R2, R3）、墓碑（No. 1, No. 2, …）はそれぞれ記号ないし番号で示すことにする。

Iの認識している限りで6つの墓に10人が埋葬されている。そのうちIが世話をしている3つの墓にはそれぞれ次のような者たちが埋葬されている。

墓ア：父方祖父A（1934年）、息子O（1976年）、夫H（1987年）

墓イ：父方叔父D（1981年）

墓ウ：母F（1985年）、母方叔母G（1986年）

この3つの墓をIが世話するようになった経緯は、Iの父の生家と母の生家それぞ

表2 Iが身近であると認識している墓

	墓記号	埋葬された人		
		続柄	家	
1934	ア	父の父 A	R1	R3
1936	エ	父の母 B	R1	
1963	オ	母の母 C	R2	
1966	カ	弟の子 Q	R2	
1976	ア	息子 O	R1	
1981	オ	異父兄 M		
1981	イ	父の弟 D	R1	
1985	ウ	母 F	R2	
1986	ウ	母の姉 G	R2	
1987	ア	夫 H	R1	

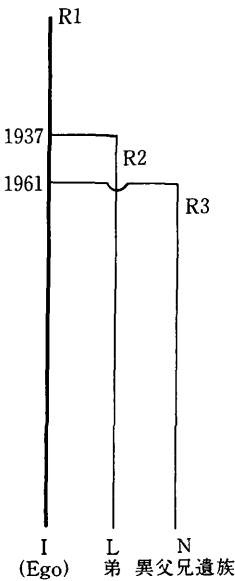


図3 R2, R3 の家の形成過程

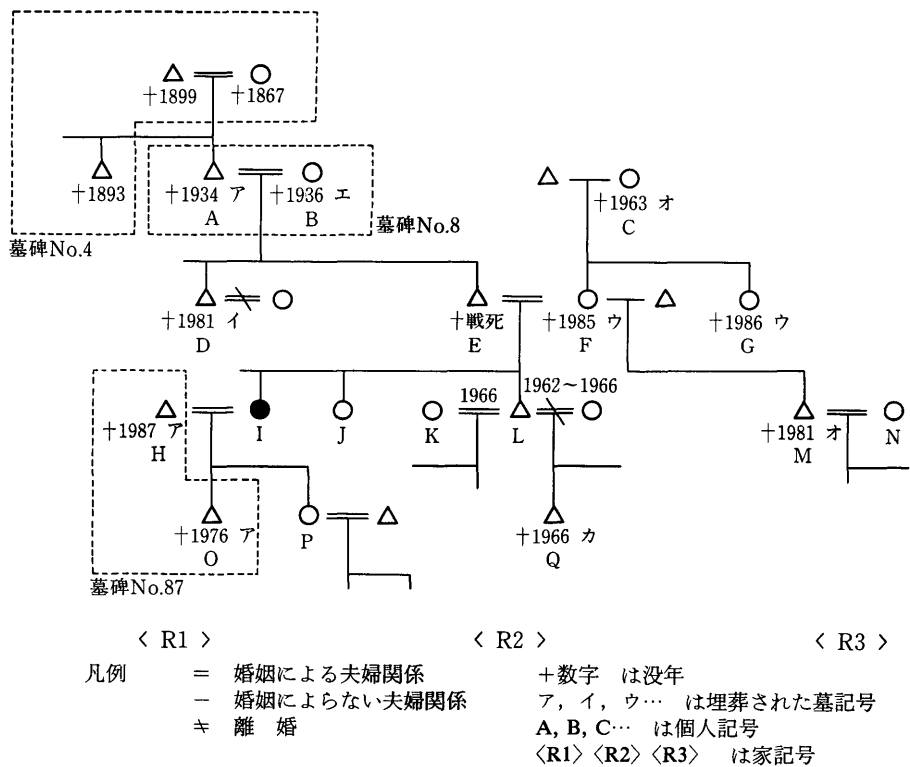


図4 表2にあげられた埋葬者の系譜関係

表3 表2にあげた各墓が帰属する家と墓を守る人

墓	墓が帰属する家	範疇	墓を守る人
ア	R1	家の墓	R1の未亡人(I)
イ	R1	枝の墓	R1の未亡人(I)
ウ	R2	家の墓候補	R1の未亡人(I)
エ	(R1)	放棄	
オ	R3	家の墓	R3の未亡人(N)
カ	(R2)	放棄?	

れの家族史にかかわっている。以下にその経緯を詳細に見ていくことにしよう。

Iの父Eは、農家(家番号: R1)の非相続子だった。「家」を相続したのは父の弟Dで、Dに子どもがなかったために、後に姪にあたるIがこの農家を受け継いだ。I

が守っている「家の墓」Aは、以前からこの家 R1 に属していた。「家の墓」Aに対応して石製の墓碑が2つ墓地の塀に打ち付けられている。ただし、この墓碑は蔦の葉影に隠れ、日頃はまったく忘れられている。一方の墓碑（墓碑 No. 4：表4参照―後述）には、父の祖父（1832-1899）、父の祖母（-1867）、父の叔父（1858-1893）の名が、他方（墓碑 No. 8）には父の父 A（1861-1934）、父の母 B（1858-1936）の名がそれぞれ生没年とともに彫り込まれている。

墓碑銘としては連記されているが、父の祖父と父の叔父の没年は6年しか隔たっていないし、父の両親も2年の間に相次いで亡くなっている。これは、実際に埋葬されたのは別の墓であるが、理念的には「家の墓」に帰属するものとして死者の名を連記したものである。Iは祖父母（AとB）のうち先に亡くなった方がこの「家の墓」に埋葬され、まもなく亡くなった他方は別の墓エに埋葬されたことを聞き知っている。ただし、Iは墓エに埋葬されたのが祖父Aであると記憶していて、生没年から判断するならば誤っている。墓エが墓地のどの墓か彼女は特定できるが、これは古い墓なのでIは世話をしない。すでに放棄している。

さて、Iが夫や子供とともに R1 に住むようになったのは1958年で、それ以降I夫婦と2人の子ども、隠居した叔父の5人（H, I, O, P, D）がともに暮らしていた。1976年息子Oが交通事故で死亡し、「家の墓」Aに埋葬された。1981年、叔父Dが78歳で亡くなったとき、息子Oの埋葬後5年しか経過していなかったので、Dを「家の墓」Aに埋葬することはできなかった。Iはそこで、Dのために墓イを求めた。1987年に夫Hが急死した。このときは息子Oの埋葬後11年を経過していたので、「家の墓」Aに埋葬することができた。

ところで、Iの父Eは道路作業員であった。父の弟Dが「家」R1を相続したとき、Eはほんらい現金で受け取るべき相続分のかわりとして「家」R1の一角の土地を得た。そこに家屋R2を建てることによって、Eの新しい生活共同集団が形成された（1937年）。それまで一家はEの妻Fの母Cのもとで生活していた。非相続者であったCが彼女の弟から住居として借りていた小屋だった。Cの庶子娘FがIの母親である。Iが12歳のとき、父E、母F、異父兄（母の庶子）M、姉JとIはこの小屋から新しい家R2に移った。

父が戦死してから、この家R2をIの弟Lが相続した。異父兄Mもまもなく自己の生活共同集団を形成する（1961年）。これは、当時「家」R1の保有者となったIが、Mに住むべき家がないのを見て、Mに「家」R1の一部の土地を売り、そこにMが新しい家屋R3を建てたことによって実現した。

このようにして R1 という「家」の一角に R2, R3 というふたつの家屋が建てられた。R2 と R3 は、いずれも当初は核家族世帯として出発したが、まもなく R2 では次に述べるような祖母 C や叔母 G の介護が行われる。

既述のように祖母 C は結婚しなかった。彼女は I の一家が R2 に移ってのち、他所に住んでいたもう一人の庶子娘 G を呼び寄せて生活していたが、年老いてから R2 に移り、娘 F の看護を受けて亡くなった（1963年）。生前 C が生活していた小屋は N 教区の隣の教区にあったから C は隣の教区民だったが、葬礼は C を看護した F の生活共同集団によって N 教区教会で行われ、N 教区の墓地に埋葬されることになった（墓オ）。C は R2 の家から出た最初の死者だったので、埋葬する墓は教会の管理する古い墓から求められた。C が埋葬されたのは、20年ほど前に父 E の異父姉妹が埋葬された墓だった。3年後、R2 を相続した弟 L の子どもが幼死した。それは C が死んで間もなくのことだったので、別の墓を求めた。異父兄 M は1981年に亡くなった。M は R3 の家から出た最初の死者だった。M は18年前に祖母が埋葬された墓オに埋葬され、「これによってこの墓オは M の未亡人 N のものになった」と I は説明する。

1985年と1986年に母 F と叔母 G（母 F の姉で、祖母 C が後年小屋に呼び寄せた庶子娘）が相次いで亡くなった。79歳と84歳だった。叔母 G は祖母 C とともに小屋に住んでいたが、祖母 C が R2 で死を迎えたのと同様に、R2 で最後の看護を受けた。F も G も死期を覚悟していたので、F を埋葬するときに墓をとくに深く2人分も掘って、翌年亡くなった G も同じ墓ウに埋葬した。「このように最初からそのつもりで墓を深く掘っておくならば、一人用の墓でも二人目を埋葬することができる」と I は説明する。

5-2. 「枝の墓」の切り捨て

現在 I が世話をしている3つの墓のうち、墓アと墓イは R1 に属する墓であるが、墓ウは彼女の母の墓で、現在 I の生活している R1 という家と直接関係していない。この3つの墓の中で、I が最も重要であるとみなしているのは「家の墓」アである。I は万聖節の墓の聖別儀礼ではこの墓の前に立った。隣町に婚出している娘 P も、自分の子どもをつれて I に従った。I にはほかに子どもはない。I が他の墓にくらべて「家の墓」をとくに重視していることは、万聖節の墓の飾りにも見ることができる。

彼女は「家の墓」アを飾るために、1週間前からはじめて4回墓地に足を運んだ。墓イと墓ウは雑草を除いて花を補った程度だったが、「家の墓」アの飾りでは、従来

植えてあった花を一新して墓に白い小石をしきつめた。とくに、新しい花は万聖節当日の早朝を待って墓地に運んだ。白い小石の上に赤と白の花、赤いろうそくを配した墓は、彼女が工夫を凝らしたものである。花を当日まで墓におろさなかったのは、せっかくの花が霜をかぶって変色することがないように配慮したためである。

Iにとって、母の墓はもはや夫や息子の墓ほどに重要ではなくなっている。このことは、事例①の嫁や事例②の夫婦が、なお自己の両親の墓を第一に選択しているのとは明らかに異なる。Iと行動をとともにしているIの娘Pが、かれらと同じ段階にあるといえよう。

ここで、女性がどの墓を選択するかということは、婚姻によって規定されるのではなく、彼女のライフ・ステージに応じて移っていることを読み取ることができる。年長の女性のもとには、婚出した彼女の子どもたちが集まってくる。このことは後に再び述べることにしよう。

さて、Iはこのように「家の墓」Aを重視しながらも3つの墓を守っているが、いずれは他の2つを放棄しようと考えている。彼女は、古くなったという理由ですでに父の母Bの墓Eを放棄している。さらに、現在花を飾っている叔父Dの墓Iについても、「誰かがあの墓に埋葬したいといってきたら、私は承知するつもりだ」と、墓を放棄する契機をうかがっている。また、母Fと叔母Gの墓Uについても「ほんらい、自分が世話をしなければならない墓ではない」と考えている。この墓Uについては、次の節でふれる。いずれにしても、一個の生活共同集団が同時に複数の墓を守ることがしばしば起こっているが、複数の墓の中から一個の墓だけを選択し、その他の「枝の墓」を切り捨てていく過程が見い出される。切り捨てないで残しておく墓が、「家の墓」と呼ばれるのである。

5-3. 労働者の「家の墓」

次に、新しく形成された生活共同集団が「家の墓」を形成していく過程を見ていこう。事例③において、異父兄Mの未亡人Nが墓オを獲得していく経緯をとりあげたい。

祖母Cが埋葬された墓オは、異父兄Mが埋葬されるときまでR2に帰属していた。1981年にMが埋葬されたことによって墓オはR3に帰属することになったとIは説明している。異父兄Mは、家R3を建てて自己の生活共同集団を形成する前は、R2に住んでいて、そこから働きに出ていた。祖母Cが埋葬された墓オを得たのは、MがこのようにR2の家と密接な関係をもっていたためである。こうしてある家から出

た死者を埋葬し、家の者がその墓を守っていく過程で、墓は死者を出した家に帰属する墓として認識されるようになる。そのような場合、この墓が「女性（この場合はMの未亡人N）の墓」と表現されていることに注意しておこう。

ところで、墓ウの保有の状況は、Nが墓オを獲得した過程と対照的である。現在、墓ウを守っているのはR1の主婦Iである。しかし、Iは自分ではなくてR2の主婦である弟の妻Kがこの墓を世話すべきであると考えている。この墓に埋葬された母Fも叔母GもR2から出た死者であり、R2から次の死者が出れば、当然この墓ウに埋葬されることになる、というのが理由である。しかし、Kはいっこうに墓ウの世話をしないでIがするのを待っている。Kのこのような怠慢は、ほんらい女性に期待される規範から逸脱している¹³⁾。Iは「墓ウはほんとうはR2の墓だが、それでも自分が世話をするのは、自分にとっては墓ウが母の墓であるからだ。しかし、将来R2から死者が出てこの墓に埋葬されたら、もうこの墓を世話しない、それまでの間だけだ」といっている。

このことから、墓が特定の家に帰属するとみなされるための前提条件が明らかになる。その前提条件とは、第一に、その家から出た死者が埋葬されていること、第二に、その家の女性（多くは主婦）がその墓の世話をすること、である。

女性による墓の世話に関連して、老病人の看護についてもとりあげておきたい。Iの母Fは庶子として生まれ、結婚してはじめて自己の家R2をもった。しかし、祖母Cは庶子（FとG）は儲けたものの、生涯結婚することなく叔母Gとともに間借人として老齢を迎えた。生活共同集団として不完全であったから、最後はFの家R2に移って看護を受け、死を迎えたのである。このように看護を受けるために生活の場をかえるのは、生活の基盤が安定していない老人である。農民の「家」においては、老人が看護を求めて生活の場を移すような事態は起こらない。隠居した老人は、「家」を譲ったのちも相続者とともに生活をつづけ、相続者が彼（彼女）の老後を看るのである。

不安定な生活を送っている老人が看護の手を求めた場合、その受け入れ者となるのは、結婚して自己の生活共同集団を形成した娘の家である例が多い。前章の事例②もその例である。ここで注意すべきなのは、老病人の看護が、看護を引き受けた家の墓を形成する伏線となることである。老人の最後を看取った後に、老人の葬礼はこの家

13) このような逸脱は、弟Lの妻Kの生活共同集団内における不安定な地位に関連する。Lは3人の女性との間にそれぞれ数人の子どもを儲けており、彼女はその2人目の妻で、隣町に住む3人目の妻の存在におびやかされている。なお、墓カに埋葬された子供は、最初の妻の子どもだった。

から出される。そして、老人を埋葬した墓の世話をするのはこの家の主婦である。この過程を経るうちに、老人の墓は老人を受け入れた家の墓として定着していく。この一連の過程が、それぞれの段階でサービスを行使する女性の存在によって展開していることに注意しておこう。

6. 墓碑銘の変化

「家の墓」が「枝の墓」よりもりっぱに飾られる傾向があることはすでに述べたとおりである。とくに、故人の名前や生没年を刻んだ墓碑は「家の墓」に対して与えられ、「枝の墓」にはほとんど見られない。また、新しい墓に墓碑銘が多く見られる。近年、十字架のかわりに故人の名前や生没年を刻んだ墓石をたてるようになったためである¹⁴⁾。墓碑銘を与えることにはどのような意味があるのだろうか。この章では墓碑銘の意味を考え、墓碑銘の変化から明らかにされることを述べてゆくことにする。

はじめに、村で聞いた次の話をとりあげよう。40歳代の男性（労働者）が「墓は家に帰属するものだが、墓を失った家もある」といって話してくれたものである。

数年前、谷のある家の主人が亡くなった。亡くなった主人は、山地農民の子として生まれたが、この家の娘と結婚して妻の家に住んでいたのである。この家には農地がわずかしかなから彼は労働者として働いていたが、古くからある家なので「家の墓」は保有していた。しかし、妻の母と彼は仲が悪く、義母は「婿が死んでも、自分と同じ墓に埋葬してはならない」と言いおいて亡くなった。その後、夫が死んだとき、妻はどこに夫を埋葬するべきか思案し、了承を得て、夫の生家の墓に埋葬した。そして、夫の名を刻んだ墓石をそこにたてた。しかしその結果、この墓は妻の家の墓になった。夫の生家である山地農民は、墓を失うことになったのである。

この例で、私たちの関心をひくのは、「墓が家に帰属する」と考えられているにもかかわらず、その帰属がいつも簡単に変更されることである。夫の生家の墓が、妻の家の墓になってしまっている。また、死者が埋葬される墓も、流動的に選択されている。しかし、とくにきわだっているのは墓石のもつ意味である。夫の生家が墓を失ったと人々が認識するうえで、墓碑銘を刻んだ墓石は決定的な意味をもっている。この話をした男性は、夫の生家が墓を失ったことは同情するべきであるが、しかし、墓石

14) 本稿では、墓碑銘として故人の名前と生没年（場合によっては生年を欠く）を刻んだ碑銘を分析・考察の対象としてとりあげている。名前のはかに「わたしたちの父」「愛する息子」「安らかに眠れ」などのことばが刻まれているものもあるが、これらのことばについて、ここでは考察していない。

をたてたことによって認めざるをえない事実になってしまったと理解している。この場合、墓石に刻まれた墓碑銘は、墓の帰属を規定する指標として機能しているのである。墓碑銘にはこのように重要な機能がある。そこで、N教区の墓地に見られる墓碑銘について具体的に検討していくことにしよう。

まず、墓碑銘が与えられるのはごく限られた者だということを述べておきたい。財力のない家よりはある家が碑銘を刻ませることができるのはいうまでもないが、同じ家に生活している者でも、死後、墓碑に名前を刻まれる者は限られている。

たとえば、事例③では6つの墓に10人の死者が埋葬されていて、それを3つの生活共同集団が守っていると考えられた(表2, 図4, 表3参照)。3つの「家の墓」がそこに想定されるのだが、その中で墓碑を有している墓は、R1の「家の墓」Aだけである。石に刻んだ墓碑が2組(表4: 墓碑 No. 4, No. 8)と、近年Iが息子Oと夫Hのためにたてた墓石(表4: 墓碑 No. 87)が、墓Aに属している。このうち、最も古い墓碑 No. 4 に名前を刻まれている3人をIは記憶していない。したがって、Iがあげた10人の物故者のうち 墓碑に名前が刻まれているのは4人にすぎない。さらに別の例を見よう。

事例④

丘陵部に 28 ha あまりを保有する山地農民の一家は、1875年以来「家」を相続・継承してきた。その間に多くの子供たちが生まれており、その系譜関係を図5に示した。確認できた26人のうち、墓碑に名前が刻まれているのは、わずかに1組の夫婦(夫: 1889-1974, 妻: 1885-1963, 表4: 墓碑 No. 41)にすぎない。墓碑 No. 41 は、墓石に「家」の名前と物故者の姓名、生没年を刻んである。現在の当主が、両親の死後、

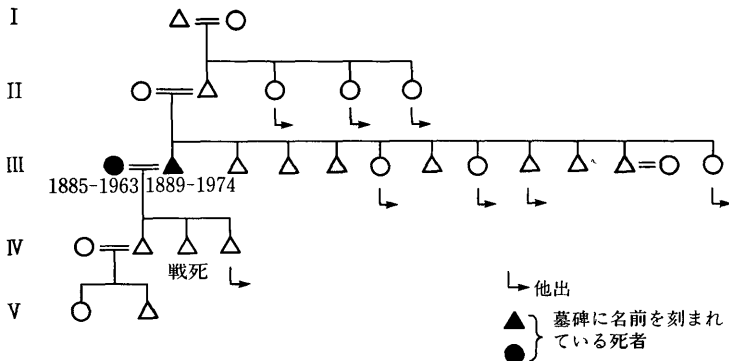


図5 農民の生活共同集団における他出者と墓碑の有無

1975年ころたてたものである。図5には、他出して自らの生活共同集団を形成した者も示してある。世代Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで他出していない者は、いずれも碑銘を与えられている夫婦より早く亡くなっており、彼らの葬礼はこの家から出されたと考えられるが、その墓碑はない。

このように、墓碑に名前を残す者の数はきわめて限られていて、墓碑を有している墓は全墓数の約半分にすぎない。墓碑銘は遺族の意志でつくられるもので、墓碑銘を作成するための規範のようなものはほとんどない。しかし、N教区の墓地で見い出されたすべての墓碑銘について整理をしてみると、そこからある傾向があらわれてくる。その傾向を明らかにしていこう。

その前に次のことを確認しておきたい。墓碑の数が少ないことは、それ自体に意味があるが、その一方で、半数ほどしかない墓碑銘を分析した結果は、はたして信頼できるものなのかという疑問が生じるかもしれない。しかし、筆者は、調査時において墓地に見られたすべての墓碑銘を検討した結果は、墓碑を有さない墓を含めた全体について蓋然性をもつものであると考える。

さて、確認した墓碑は、全部で88件である（表4参照、1988年12月調査時）。碑銘に刻まれた物故者の名前と生没年を、土地台帳と教会記録¹⁵⁾に照合して各個人を特定し、その結果をまとめた。ここでは、第一に墓碑の形成された年代、第二に農民と労働者の別¹⁶⁾、第三に墓碑に刻まれている物故者間の続柄の三点に注目する。墓碑の形成年代とは物故者の没年をとった。数人の物故者の名が連記されている場合は、その最近の死者の没年を採用し、参考までに最も古い死者の没年も記した¹⁷⁾。

表5は、墓碑が形成された件数を、農民／労働者に分けて5年ごとに数え、その推移を追ったものである。まず、明らかなことは、農民の墓碑が早くから見られ、その数は労働者に比べてはるかに多いことである。さらに、それぞれを年代に沿って見ると、1960年代以降農民も労働者も件数を増やしている。1962年までは、農民11件、労

15) 教区教会所蔵の洗礼記録と婚姻記録を利用した。

16) ここでは、生活共同集団を形成する基盤を多少ともそなえている、ということが重要である。そこで「家」の大小にかかわらず19世紀後半までに成立していた「家」の所有者として土地台帳に名前を記されている者を「農民」と分類した。したがって、ここで分類した「農民」にはほんらい「コイシュラー」といわれる小さな「家」の保有者も含まれる。一方、このような「家」を保有しない者を「労働者」と分類した。

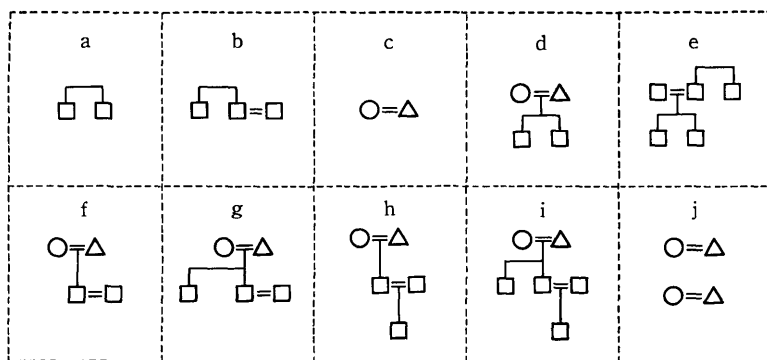
17) 墓碑は埋葬後遺族がつくらせるものであるから、新しい年が重要である。ただし、墓碑の中には一度作成されたらそのまま書き加えられることのないものと、死者が出たらその名前を順次連記していくものとあり、後者の墓碑形成年をいつに設定すべきかは判断がむずかしい。その上、前者の型と後者の型を墓碑の外観からつねに明瞭に区別できるわけではない。そのため、ここでは両者を一括して扱った。最も古い死者の没年を併記しているのはこの点を考慮するためである。

表4 N 教区墓碑銘一覧

No.	新しい没年	古い没年	農民／労働者	人数	複数碑銘の続柄	備 考
1	1881	1873	農 民	2	c	2人とも幼死
2	1884		不 明	1		
3	1887		農 民	1		
4	1899	1867	農 民	3	d	
5	1906	1879	農 民	4	d	
6	1924	1924	労働者	2	a	
7	1935		農 民	1		
8	1936	1934	農 民	2	c	
9	1942	1942	農 民	2	c	
10	1945		農 民	1		
11	1945	1945	不 明	2	c	
12	1950		農 民	1		
13	1952	1952	不 明	2	c	
14	1953	1942	農 民	3	d	
15	1955		労働者	1		
16	1959	1911	農 民	4	j	
17	1963	1958	農 民	2	c	
18	1963	1953	労働者	2	c	
19	1963	1917	農 民	4	z	
20	1964		農 民	1		
21	1964	1947	農 民	2	c	
22	1965		農 民	1		
23	1966	1955	農 民	3	b	
24	1967	1966	農 民	2	c	
25	1967	1951	労働者	2	c	
26	1969	1965	不 明	2	c	
27	1970		農 民	1		父と息子、母は存命
28	1970		労働者	1		
29	1970		不 明	1		
30	1970	1958	農 民	2	c	
31	1970	1965	農 民	2	c	
32	1970	1957	不 明	3	z	
33	1971	1956	農 民	2	a	
34	1971	1944	不 明	4	z	
35	1972		不 明	1		
36	1972	1968	農 民	2	c	
37	1972	1957	不 明	5	c	
38	1973		労働者	1		
39	1973	1963	不 明	2	z	
40	1974	1940	農 民	2	c	
41	1974	1963	農 民	2	c	
42	1974	1957	労働者	3	c	
43	1974	1950	労働者	3	z	
44	1976		不 明	1		
45	1976	1964	労働者	2	c	
46	1976	1973	労働者	2	d	
47	1976	1936	農 民	3	c	1人幼死（後の相続者の弟）を含む
48	1976	1915	農 民	5	a	
49	1976	1902	農 民	6	h	
50	1977		農 民	1		
51	1977		農 民	1		

No.	新しい没年	古い没年	農民／労働者	人数	複数碑銘の続柄	備 考
52	1977		労働者	1		
53	1977		不 明	1		
54	1977	1955	農 民	2	d	父と息子，母は存命
55	1978		労働者	1		
56	1978	1962	労働者	2	c	
57	1979		労働者	1		
58	1979	1929	農 民	4	c	
59	1980	1970	労働者	2	c	
60	1980	1959	農 民	2	d	母と息子，父は不明
61	1980	1962	労働者	4	d	未婚母と3人の庶子娘
62	1980	1961	農 民	4	z	
63	1980	1946	不 明	4	z	
64	1981		労働者	1		
65	1981		労働者	1		
66	1981	1952	労働者	3	a	
67	1981	1923	農 民	4	h	
68	1982		農 民	1		
69	1982	1974	労働者	2	c	
70	1982	1974	労働者	2	z	
71	1982	1938	農 民	3	z	1人幼死
72	1982	1935	農 民	6	e	子供は3人とも幼死
73	1983		農 民	1		
74	1983	1947	農 民	6	e	
75	1984	1972	農 民	2	d	父と息子，母は不明
76	1984	1969	農 民	3	f	
77	1984	1920	農 民	4	h	
78	1984	1915	農 民	7	d	子供4人幼死
79	1985	1979	労働者	2	c	
80	1986		不 明	1		
81	1986	1972	労働者	2	c	
82	1986	1972	農 民	2	d	父と息子，母は存命
83	1986	1947	農 民	5	h	
84	1986	1919	農 民	6	g	
85	1986	1927	農 民	6	z	
86	1987		労働者	1		
87	1987	1976	農 民	2	d	父と息子，母は存命
88	1987	1965	労働者	3	z	

凡例 複数碑銘の続柄構成



z：不明

表5 墓碑形成年代と農民／労働者の別

	農 民	労働者	不 明	計
1878-1882	1	—	—	1
1883-1887	1	—	1	2
1888-1892	—	—	—	—
1893-1897	—	—	—	—
1898-1902	1	—	—	1
1903-1907	1	—	—	1
1908-1912	—	—	—	—
1913-1917	—	—	—	—
1918-1922	—	—	—	—
1923-1927	—	1	—	1
1928-1932	—	—	—	—
1933-1937	2	—	—	2
1938-1942	1	—	—	1
1943-1947	1	—	1	2
1948-1952	1	—	1	2
1953-1957	1	1	—	2
1958-1962	1	—	—	1
1963-1967	7	2	—	9
1968-1972	5	1	6	12
1973-1977	8	6	3	17
1978-1982	7	10	1	18
1983-1987	11	4	1	16
計	49	25	14	88

働者2件であるのに対し、1963年以降の24年間で、それぞれ38件と23件を数えている。とくに、刻まれているすべての物故者の没年が1960年代以降のものならば確実に1960年代以降に作成された墓碑と特定できるから、その数をとると、農民16、労働者18、不明7で、労働者が農民を上まわっている。88件中確実に41件以上が1960年代以降のものであり、とくに、労働者の間で墓碑をつくる傾向は1960年代以降起きている、といえることができる¹⁸⁾。

次に、墓碑に複数の死者の名前が刻まれている場合の、その続柄について考えてみたい。これを問題にするのは、墓碑に刻む名前がすべての生活共同集団の成員ではなく遺族によって選択されたものである以上、その選択には何らかの理念が投影されていると考えられるからである。「家の墓」の「家」とは、生者にとってどのようなものであるのかを、そこから読み取っていきたい。

碑銘の構成は、表4凡例のように分類し記号で示した。この分類では、たとえば夫と息子がすでに没してそ

の名前が墓碑に刻まれているが、妻が存命中であるという場合、妻の碑銘も刻まれることが予定されていると判断して〈d〉に含め、備考にその旨を記した。生涯未婚のまま没した婦人と、彼女の庶子の名と一緒に刻まれている場合も〈d〉に含め、備考

18) N教区の近代化にともなう、労働者を中心とする社会変容が1960年代以降みられることを、前稿[森 1989]に述べた。

に付記した。また〈e・g・i〉は非相続者である傍系親族を含むことを示す型であるが、幼死した子どもの碑銘が刻まれていた場合に、その子どもを非相続者と分類することは疑問である。具体的にこれに該当するのは墓碑 No. 49 で、それは、父・息子（10歳で没）・母・相続者・相続者の子ども・相続者の夫、という構成で、この順番で没している。この場合、10歳で没した子どもは非相続者として碑銘を与えられたのではなく、後に残された母親によって碑銘を与えられたものと判断できる。したがって、墓碑 No. 49 を〈i〉と分類しないで〈h〉と分類し、備考にその旨を付記した。

さて、墓碑銘に名前を刻まれたのはどのような者だったのだろうか。実際の農民の生活共同集団の構成は、1960年代ころまで〈d〉～〈i〉の型のいずれかを、それぞれの家族周期に応じてとっていた。そこで、墓碑に傍系成員（非相続者）がどれくらい含まれているか、2組以上の夫婦を含む墓碑がどのくらいの頻度で、どの生活共同集団に見られるか、ということに注意していこう。

表で最も多いのは、1組の夫婦の碑銘〈c〉である。2世代にわたる夫婦を同じ墓碑に記したものが非常に少ないことが、むしろ注目される。

傍系親族を含むもの〈b・e・g・i〉を搜してみると、〈i〉の例はなく、その他が農民のもで4件を見い出せるにすぎない。実際の生活共同集団の構成に比べてこの数は小さい（農民49件中碑銘が1人のもの11例を除いて38件のうち4件）。夫婦だけの碑銘が多いことと合わせて考えると、農民の間では夫婦の関係を強調する傾向があると指摘することができる。

墓碑銘の構成に変遷は見られないだろうか。ひとつの家で複数の墓碑をもっている例をとりあげて、個別に見ていこう。谷部の農民で3つの墓碑（No. 3, No. 33, No. 49）をもっている家を取りあげよう。死者の系譜関係は系図に示す通りである（図6参照）。No. 3の墓碑は家の相続者（未婚の女性）がひとりだけのもので、彼女の相続者は家族の名前が連記された墓碑 No. 49 を与えられている。その構成は、両親（No. 3の男性庶子とその妻）、10歳で幼死した彼らの息子と彼らの相続者である娘夫婦、および娘夫婦の娘（孫）である。非相続者である姉妹には別の墓碑（No. 33）が与えられている。19世紀につくられた墓碑 No. 3 は一世代のみであるのに対し、その次の世代では複数世代にわたる墓碑 No. 49 を作成している。しかも相続者の家族を構成する墓碑であって、非相続者を別にしている点は興味深い。

もう一例、事例③でとりあげた家の墓碑（No. 4, No. 8, No. 87）を振り返ってみよう（図4参照）。最も古い墓碑 No. 4 に名前を刻まれている物故者の中では相続者（「家」の保有者）がその妻と息子よりもあとに没している。墓碑 No. 8 には次の

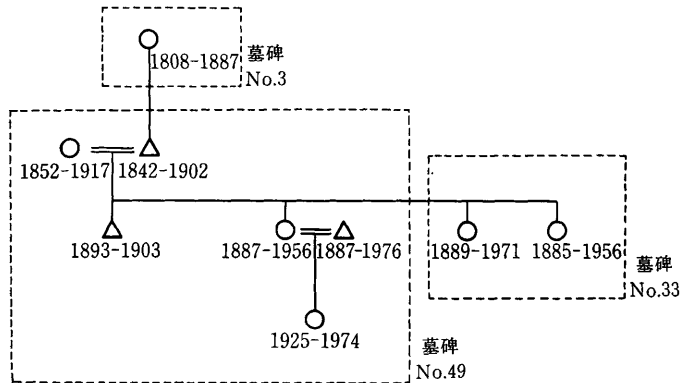


図6 死者の系譜関係と墓碑の構成

世代の相続者夫婦の名前（A と B）が刻まれているが、さらにその次の世代の相続者である D の名前を刻んだ墓碑はない。彼に妻子がなくて、その次の世代の相続者である I が、墓 A を自己の家族の墓であると意識し、叔父 D を家族の範疇に入っていないためである。彼女は、墓 A を「もともと R2 の家に属していた家の墓である」と説明しているが、その「家の墓」とは前世代の当主を含まない夫と息子の墓なのである。

この2つの例が示すように、かつての墓碑の多くが相続者（夫婦）を強調していたのに対して、近年は親子、キョウダイを含んだ家族を墓碑の上でも表現したものが見られるようになってきている。墓碑銘の構成が相続者夫婦関係のものから親子関係を含むものへ推移していることは注意すべきである。

生活共同集団の成員の中で相続者夫婦がとくに強調されるのは、相続・隠居契約の場面¹⁹⁾である。これは、前の世代の夫婦（もしくはその一方）と相続者夫婦の間で行われ、前者（隠居夫婦）はその死まで生活の保障を約束される。このとき新旧の相続者夫婦は他の非相続者と画然と区別されて、互いに向き合った関係におかれる。古い墓碑で夫婦関係が強調されているのも、古い墓碑の多くが農民のものであることと

19) 年金制度導入以前は、相続者の結婚は父の隠居と同時に行われた。多くの場合、それは父の死後であり、あるいは父が非常に高齢になってからであった。N 教区はハイナルの西欧型結婚パターンと一致する [HAJNAL 1965]。父ないし母がまだ存命しているうちに相続する場合は相続・隠居契約書を取りかわした。多くは売買契約書としての形式を取り、その内容は、たとえば隠居者（売り手）が死を迎える日まで、毎年の畑の収穫物、屠殺豚のどの部位の肉、りんごの木二本分の果実酒、毎日のパン、毎朝乳牛から搾ったミルク、病気になった場合の看護、等々の細目を含んでいた。いったん譲渡してしまえば、老人が「家」経営に発言権をもたないことの証左である。相続を境として次の世代の夫婦が全面的に意思決定を行うのである。

関連している。相続者夫婦から次代の相続者夫婦へという2組の夫婦の間のリレー関係である²⁰⁾。一方、近年の墓碑において親子関係が多く見られるようになっていることは、相続者と非相続者を区別しないで、故人を親子という範疇において取り込もうとする理念の表れととらえることができる。事例③のDのように、ある世代の相続者だけが墓碑に名前を残さない、ということは、「家」の相続者の系譜を縦にたどる意識がほとんどないことを示すと同時に、Iの世代において親子関係を強調する意識が起こってきていることを示している。

墓碑銘の分析から、おおよその傾向として1960年代以降、墓碑の数が急激に増加し、そこで農民と労働者が接近してきていること、墓碑銘に刻まれる者の構成が、夫婦関係から親子関係へと推移しつつあることを引き出すことができた。この歴史的な推移については、終章で再びふれることにする。

7. 「家の墓」と女性のサービス

この章では、これまで事例に即して述べてきたことを整理し、「家の墓」を維持するために女性のサービスが重要な役割を果たしていることを明らかにしていきたい。「家の墓」は、死者、墓、家の三者が結びついて維持される。しかし、既述のように一度埋葬した墓は10年間おかなければならないという制約によって、ある家から出た死者をすべてひとつの墓に埋葬することはできない。それでも「家の墓」が維持されているのは、死者、墓、家のそれぞれが相互に結びつけられ、しかも全体としてひとつのダイナミックな構造を成立させることに成功しているためである。死者、墓、家の相互関係を整理しながら、この構造を明らかにしていこう。

第一に、死者がどの家に帰属するのかということを考えたい。事例②③において労働者の家に他の生活共同集団の老人がひきとられて看護される例を見た。老人の葬礼を出すのは老人を看護した生活共同集団で、その場合、死者がどの生活共同集団に帰属していたのかということは問われていない。重要なのは、老病人を看護するサービ

20) 「家」の相続者夫婦を非相続者と区別する例として、教会の座席を保有する制度があった。教会のベンチは、前部が子ども、後部の左側が成人女性、右側が成人男性の席として区分されていて、後部の男女の席は「家」ごとに決まっていた。席への権利は年ごとに教会に一定額を支払うことによって保証されたが、新しく席を手に入れるのは容易ではなく、席は「家」の相続者から次代の相続者へと受け継がれていった。1軒の「家」から男女各1人だけが席への権利をもっていたわけで、相続者夫婦以外の者はミサの間じゅう立っていた。教区のすべての生活共同集団の数の席があったわけではなく、古くからある農民の「家」はかならず席をもっていたが、その他の小作人などは席をもっていなかった。この制度は1960年代まで見られた。

スを誰が提供できるのかである。いったん娘の一人が老親を迎えてその死を看取ると、それに続いてこの娘の家で葬礼を出す。そして老親を埋葬した墓は娘の家の墓として定着していく。老人は、この過程を経るうちに、もともと自分の生活していた生活共同集団から看病を受けた生活共同集団へ、その帰属を変えているということができる。

農民の「家」において、このような老病人の世帯間移動は起こりえない。「家」で老病人の看護を行うのは相続者である。公証人に書かせる相続・隠居契約書にそれはあらかじめ明記されている。

次に、死者と墓との関係を考えよう。死者が埋葬されて墓の世話をする期間は10年間でひとつの区切りと考えられている。10年たつと同じ墓に他の生活共同集団の死者が埋葬されることを厭わないし、そうならばそれ以前に埋葬された死者の記憶は背後に押しやられて見えなくなる。「枝の墓」の切り捨てである。ある墓の歴史をたどれば、10年～20年程度の間隔でさまざまな家族を埋葬してきたことが明らかになるだろう。村の墓地では限定された数の墓穴が数世紀にわたって繰り返し利用されてきたのである。他の生活共同集団の者が同じ墓に埋葬されることに違和感はない。

切り捨てられた「枝の墓」に埋葬された死者について人々はどのように考えているのだろうか。この問いに対して明確な解答があるわけではないが、「枝の墓」に埋葬された死者は、理念的に「家の墓」に統合されていると解釈することが可能である。

「枝の墓」の切り捨ては、一方で「家の墓」が維持されていることを前提としているわけであり、「家の墓」には代表性が認められるのである。万聖節に家族が「家の墓」の前に立つ行為は、こう解釈することによってよりよく説明できる。

特定の人物に関しては「枝の墓」に埋葬した当初から「家の墓」への統合を表示する場合がある。そのてだてが墓碑銘である。「家の墓」への統合を強調される特定の人物とは主として「家」の相続者夫婦であったことは、前章で見たとおりである。

いうまでもないことだが「枝の墓」を切り捨てるという事態は「家の墓」を世代間に継承してきた農民の「家」において起こる。形成されて間もない労働者の生活共同集団においては起こりえない。

このように、死者の家への帰属は流動的であり、死者と墓との関係も操作される。死者と墓と家は、この流動的、操作的な関係によってつなぎとめられ、「家の墓」の維持は実現されるのである。そして、死者、墓、家を実際に結びつけて「家の墓」を維持しているのが女性のサービスである。

死者は看護サービスを提供した家に帰属する。農民の「家」のように病人が自家で看護を受ける場合、女性の存在がそれほどきわだっては見えないが、病人が看護を受

けるために生活共同集団間を移動する場合、女性による看護の重要性が顕著に現れてくる。死者と家を結びつけるものをつきつめていくならば、病人の看護をする女性のサービスということができる。

死者と墓の間を仲介するのも女性である。常々墓に気を配り、儀礼のときには花を飾るなど、女性が墓にはたらきかけている間だけ死者は墓に結びつけられ、その度に記憶が呼び起こされる。やがて「枝の墓」は切り捨てられることになるが、その時期は墓を実際に守っている女性の意思が主となって決められるのである。

ここでもうひとつ、万聖節において女性の果たしている役割を想起しよう。どの家でも主婦が墓を美しく飾って万聖節を迎える。万聖節に花を飾ることは、りっぱな墓石があることよりもはるかに重要である。家の墓に墓碑銘のないことは決してめずらしくなく、素朴な墓はいくつもある。しかし、いずれの墓も花で美しく飾られる。このとき飾られていない墓は、放棄されてしまった墓だけである。そして美しく飾った墓に、他出した家族の者が訪れるのである。それは、成長した子どもが母のもとに集まる機会であり、あるいはキョウダイが一人の姉妹の家に集まる機会である。20歳前後から50歳代の、自己の生活共同集団を形成し、そこから未だ死者を出していないキョウダイがこの機会に集まり、親子関係・キョウダイ関係を確認するのである。

このように、女性は病人を看護し、墓を守り、拡散しつつある家族の核として他出した子どももしくはキョウダイの訪問を受け入れる。この一連の女性のはたらきを介することによって、はじめて、村の人が説明した「墓が家に帰属する」という状況が出現する。「墓は女性のものだ」という表現は、実際に墓を守るうえで女性が果たしている重要な役割と表裏をなすのである。ここでサービスという語で表現される一連の諸行為は、たとえ一時的にしる生活共同集団に組み入れられる人に食事を供したりベッドを提供するなど、生活共同集団内部において充足されることが期待されているさまざまな諸行為を含んでいる²¹⁾。ただし、「家の墓」を守っていく過程で重要なそれぞれのサービスは、単に主婦という地位によって一面的に規定されるものではなく、女性のそれぞれのライフ・ステージに即応している。たとえば、若い嫁と成人した子どもをもつ母親とでは、サービスの向けられる相手や、そのサービスによってひき起こされる人々の動きがまったく異なっている。家族の核として訪問者を受け入れていた女性が亡くなれば、その次の世代の女性がかかわって核となるわけであるが、そのと

21) 生活共同集団の内部で充足される行為や機能のひとつひとつをとりあげれば際限もなく細分化する。これらの諸機能をベンダーは *domestic functions* と呼び、ストラザーンはこの諸行為を *domestic service* と呼んだ。本稿でサービスという語は、これらの諸行為を包括する語として用いている [BENDER 1967; STRATHERN 1981]。

きに集まる人々のカテゴリーは彼女を中心に再構成される。一方、それまで母親のもとにひきよせられていた姉妹の生活共同集団からは、やがて死者が出る。そうすれば、この姉妹はもはやキョウダイのもとにひきよせられることはなく、自己の生活共同集団の核として訪問者を迎え入れる立場になるのである。オーストリアにおいて「家の墓」が存在しうるのは、このような女性のライフ・ステージに即応したサービスが死者、墓、家を相互に結びつけ、「家の墓」を維持するダイナミックな構造をつくりあげているためである。

8. 展 望

前章までの記述をとおして、女性によるサービスが、死者と家、死者と墓をそれぞれ結びつけ、それによって墓が家に帰属する、という構造が浮かび上がってくることを明らかにした。「家の墓」には、それがどの生活共同集団のものであろうと、ひとしく女性のサービスに基礎づけられたこの構造が見い出せる。しかしその一方で、「家の墓」であることを表示する墓碑銘は変化している。墓碑銘の変化がとくに1960年代以降見られることは、第6章に述べたとおりである。この章では、墓碑銘の変化を村や地域社会の全体をおおう変容の文脈の中に位置づけ、今後の展望を述べてまとめにかえたいと思う。

古くから「家の墓」を保有したのは「家」を保有する農民に限られていた。墓碑に家の相続者夫婦だけを刻むのは、農民が世代ごとに相続者／非相続者を明確に区分してきたことを映し出すものである。相続者／非相続者の区分は、農民の生活共同集団において農業の経営システムを損なわないためにこそ重要なのであり、維持・継承すべき財産を保有しない生活共同集団においては、相続者／非相続者の区分はさして重要ではない。

ところが、近年は農民の生活共同集団においても、農業経営体としての「家」を相続することがかつてほど重要な意味をもたなくなってきた。村における「家」の社会的な位置づけが低下していることは2章に述べたとおりである。非相続者である労働者が自己の生活共同集団を形成するようになったことは、相続者／非相続者の対立の緩和のひとつのあらわれである。それと同時に、産児数が急激に減少していることも相続者／非相続者の対立弱体化に寄与している。実数をあげた分析は別稿にゆずるが、かつては、1人の女性が10人前後の子どもを出産した（現在50歳代以上の人々の母親）のに対し、今日の平均産児数は1人～2人である。しかも、高等教育を受ける

機会が増大し、あるいは現金による相続分もかなりの額が与えられるようになり、キョウダイが実質的に同等であるとみなされる相続を得るようになってきている。そのようなキョウダイ間では非相続者という語そのものがもはや意味をもたない。家屋や土地を相続しない者が非相続者であるとは限らないのである。

「家の墓」であることを積極的に表示する墓碑が、まさに1960年代以降多く見られるようになり、碑銘の構成も同時に複雑になってきていることは、このような状況を考慮することによって理解される。非相続者である労働者が「家の墓」を形成し、それと同時に、碑銘は家の相続者夫婦を強調するものから親子関係を強調する構成へと推移しているのである。相続者（所有者）を強調していた農民の生活共同集団においてさえも非相続者との対立は解消され、親子・キョウダイ関係を強調する生活共同集団へと再構成されつつあるのだ。

現在の墓地を見渡してみれば、「家の墓」の占める割合は明らかに増大する傾向にある。急速に増加しつつある労働者の生活共同集団がそれぞれの墓を保有するようになったためである。ただし、それぞれの生活共同集団の成員数は減少している。非相続者が自己の生まれた生活共同集団から他出していること、新しく形成される生活共同集団の構成は核家族世帯であること、産児数が減少していることのためで、この小さくなった生活共同集団の全成員をとりこむ墓碑が現れてきている。さらに、最近では家の墓を2人用に作ろうとする傾向も起こっている。2人用の家族墓 *Familiengrab* があれば、そこに親子数人から成る小家族のすべての成員を埋葬できる。新しく求められる墓は「家の墓」として恒常的に墓穴を占有し、それと同時に「枝の墓」の需要は減少する。そこで切り捨てられることになる墓はほとんどないから、その結果、教会にプールされる墓は減り続ける。こうして墓地は飽和状態へと近づいていくのである。現在形成されてまもない生活共同集団がいずれ成長してそれぞれの「家の墓」を要求するようになれば、N教区でも近隣の教区におけるように新しい墓地建設の要求が起こることが予想される。墓穴を再利用して今日までにいたった、伝統的な墓地のシステムがくずれるわけである。

最後に、このような新しい墓においても女性のサービスが依然として重要であることにもう一度注意を喚起しておきたい。このような女性のサービスの重要性は、伝統的な農民の生活共同集団から踏襲したと考えるよりも、「家」の経済的・社会的な基盤が失われつつあるために、潜在的にあったサービスの重要性がより強調されるようになった、と考えるべきかもしれない。

謝 辞

N教区における調査は、1986/1987年度オーストリア政府留学生として Universität Wien, Institut für Wirtschafts- und Sozialgeschichte (ウィーン大学社会経済史研究所) 留学中に開始し、その後1988年度文部省科学研究費補助金(日本学術振興会特別研究員に対する奨励研究A)の援助を得て継続した。Universität Wien の Dr. Mitterauer 教授, Dr. Bruckmüller 教授, Gericht Bleiburg の Dr. Ramnek 裁判官をはじめとする方々のご理解と励まし、そしてとりわけN教区の人々のご協力に負っている。ここに記して感謝する次第である。

本稿の草稿段階で、清水昭俊氏(国立民族学博物館助教授)、杉島敬志氏(国立民族学博物館助手)、今村文彦氏(神戸芸術工科大学講師)から貴重な御助言と御批評をいただいた。心よりお礼申し上げる。御助言や御批評をすべて生かした自信はないが、力量の不足は今後の私の課題としていきたい。

文 献

BENDER, D. R.

- 1967 A Refinement of the Concept of Household: Families, Coresidence, and Domestic Functions. *American Anthropologist* 69: 493-504.

HAJNAL, J.

- 1965 European Marriage Patterns in Perspective. In D. V. Glass and D. E. C. Eversley (eds.), *Population In History*, London: Edward Arnold, pp. 101-143.

森 明子

- 1989 「生活共同集団の展開過程とエステイトの維持——オーストリア、ケルンテン州N教区の事例から——」『民族学研究』54(1): 20-43。

STRATHERN, M.

- 1981 *Kinship at the core: An anthropology of Elmdon*. London: Cambridge University Press.